

令和8年3月4日

令和8年第2回鞍手町議会定例会
町長施政方針

鞍手町

令和8年3月第2回鞍手町議会定例会 町長施政方針

令和8年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、これまでの取組を振り返りながら令和8年度の施政方針を申し述べます。

なお、令和8年度の施政方針及び予算編成につきましては、私の町長としての任期が本年9月8日までとなっておりますが、行政の継続性や住民福祉サービスの停滞を招くことがないよう、これまで取り組んできました事業の継続や事務の効率化、町民福祉の向上に欠かせない新たな事業にも取り組む方針をお示しするところでございます。

まず、令和8年度は、私にとりまして現任期の最終年度に当たります。

この4年間、人口減少対策、地域公共交通の維持、防災・減災対策の強化、子育て・教育環境の充実、地域経済の活性化など、町の重要課題の解決に向け全力で取り組んでまいりました。

任期の節目を迎える来年度は、これまで取り組んできた施策の確実な実行と総仕上げを図るとともに、将来の鞍手町の持続的発展に向けた次の基盤づくりに取り組む重要な1年となります。

引き続き、町民福祉の向上を最優先に責任を持って町政運営にあたってまいります。

はじめに、町を取り巻く社会情勢について述べさせていただきます。

次に、町政運営に関する基本的な考えにつきましては、本年度からスタートした第6次鞍手町総合計画の取組を踏まえ、その概要を述べさせていただきます。

続いて、2期目の主要施策について、これまでの取組を振り返りながら施政方針を申し上げます。

■町を取り巻く社会情勢

まず、町を取り巻く社会情勢につきましては、わが国全体においては、急速な少子高齢化と人口減少という構造的課題に直面しております。都市部への人口集中が続く一方、地方においては地域経済の縮小や担い手不足など、その影響は顕著であり、労働力人口の減少や地域コミュニティの衰退など、さまざまな課題が顕在化しております。

本町におきましても例外でなく、人口減少対策と子育て支援の充実、若い世代の定住促進は、喫緊の課題であります。

また、世界的な経済情勢の影響を受けた物価高騰は、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、食料品やエネルギー価格の上昇は家計負担を増大させ、事業者にとっても経営環境の厳し

さが続いております。

加えて、金融政策の転換に伴い、金利動向にも変化が見られております。金利の上昇は、住宅ローンや事業者の資金調達に影響を与えるほか、地方公共団体においても地方債の借入や公債費負担に影響を及ぼす可能性があり、今後の金利動向を注視しながら、計画的な財政運営に努めていかなければなりません。

一方、デジタル化の進展や社会構造の変化により、行政サービスのあり方も大きく変わろうとしております。本町においても住民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図りながら、社会情勢の変化を的確に捉え、健全な財政基盤を維持し、町民生活の安定と地域の活力向上に持続可能な行財政運営を進めていくことが必要であると考えます。

■町政運営に対する基本的な考え

次に、本町の町政運営に対する基本的な考えとしましては、本年度を起点とした最上位計画である第6次鞍手町総合計画を基本とし、その将来像「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」の実現に向け、各分野の施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

総合計画には、

「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」

「ひとが集い笑顔があふれるまちの実現」

「魅力的で住みよいまちの実現」

「まちを支え、ひとを育む地域産業の実現」

の4つの基本目標を掲げております。

現在、本町は人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰、金利動向の変化など、厳しい社会経済情勢の中にあります。こうした状況に的確に対応するため、総合計画に掲げる基本目標を指針とし、施策の重点化と限られた財源の効果的・効率的配分により取り組みを推進してまいります。

特に、人口減少対策は、喫緊の課題であるため、子育て支援や教育環境の充実、移住定住の促進、地域経済の活性化などを総合的に推進してまいります。

また、安全・安心な生活基盤の整備や公共施設の適正管理などを通じ、将来世代にとって責任ある持続可能な町政運営を進めるため、総合計画を町政運営の羅針盤とし、計画を着実に進めてまいります。

■令和8年度施政方針

それでは、2期目の就任の際に「未来に続く持続可能な町を目指して」として掲げた

1、安全・安心な鞍手町に

2、明るく元気な鞍手町に

3、人と地球にやさしい鞍手町に

の3つの目標について、それぞれの主要施策の概要と取り組みを振り返りながら令和8年度の施政方針を申し述べます。

1. 安全・安心な鞍手町に

私は、町長就任にあたり、「安全・安心な鞍手町に」を町政運営の第一の柱として掲げて参りました。

町民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な責務であります。その実現に向け、様々な取り組みを推進してまいりました。

《新型コロナウイルスへの速やかな対応》

まず、「新型コロナウイルスへの速やかな対応」についてです。

新型コロナウイルスの感染者が、2020年1月に国内で初めて確認されてから6年が経過しました。

その間、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯やひとり

親世帯へ臨時特別給付金の給付や水道基本料金の減免、中小企業の事業者の皆さまに向けては支援金10万円の一律給付や7万5千円を上限としての家賃補助、さらには小中学校給食費の減免措置やゴミ袋の無償配布など町独自の支援策にも取り組んでまいりました。

現在は、初期の頃のような混乱はなく、落ち着いてきましたが、今後も新たな感染症への備えを怠らず、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

《災害に強い役場新庁舎の建設》

次に、「災害に強い役場新庁舎の建設」についてです。

令和7年1月6日に町議会をはじめ関係各位のご理解とご協力を得て、無事、この新庁舎の開庁を迎えることができ1年が経過しました。

近年の自然災害の激甚化を踏まえ、防災拠点としての機能を備えた新庁舎は、開かれた行政として町民が日常的に集える交流拠点としての役割も兼ね備えています。

今後も町民の安全確保と迅速な復旧対応を可能とする体制を整えてまいります。

《本町交差点と周辺歩道の整備》

次に、「本町交差点と周辺歩道の整備」についてです。

一般県道新延・植木線歩道設置工事につきましては、令和6年度から本格的な歩道の設置工事が

開始され、本町交差点を挟んだ南側の歩道が整備されました。今後、北側の歩道整備についても県と連携しながら事業を実施し、地域住民の安全の確保に努めてまいります。

《六田川や西川など治水対策を推進》

次に、「六田川や西川など治水対策を推進」についてです。

西川改修事業につきましては、県事業として平成22年度から取り組んでいるところです。工事の進捗状況といたしましては、令和6年度末で、全体の約69%が完了しております。

残りの工事につきましても、令和12年度末までに全体工事の竣工に向けて県と連携を図りながら取り組んでいくこととしております。

六田川の治水対策につきましては、これまで国・県から技術的指導や助言をいただきながら、流域治水の観点からの治水対策について現地周辺の状況分析を行ってきました。

今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに、地権者の理解が得られるよう努めてまいります。

《地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施》

次に、「地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施」についてです。

本町におきましては、いざというときに慌てずに行動ができるよう、自身の家族構成や生活環境にあわせて、避難をするべきタイミングや安全な避難行動を事前にまとめることができる「マイ・タイムライン」の様式を作成し、各自で利用できるように広報やホームページで周知を行っております。また、令和7年度においては、災害への対応を意識し、町制施行70周年記念式典等の際に防災グッズやマイタイムライン作成用紙を配布し、地域防災力の向上を図っております。

また、避難訓練につきましては、大規模災害時に備えて自主防災組織の地域住民が中心となり行っております。加えて避難行動要支援者への安全で迅速な支援を行うことができるよう、毎年、国の災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を提出していただき、災害時に円滑で安全な避難支援を行うため、平常時から関係機関に名簿を提供し、情報を共有しております。

今後も関係機関や自主防災組織との連携を図りながら、避難訓練の実施も含め取り組みを進めてまいります。

《小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定》

次に、「小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定」についてです。

人口減少を見据えた公共施設の適正配置を進める中で、小学校統合後の廃止施設については、防災機能の確保も含めた利活用方針を定めていかななくてはなりません。

災害時における避難所の確保や選挙の際の投票所等での利用を踏まえた検討が必要であるとともに、さらなる人口減少・少子高齢化の時代を踏まえ、10年、20年先の姿をしっかりと見据えながら検討する必要があります。

今後、財政面に主眼を置いた行財政改革を推進する中で、特に公共施設には、長期的な視点に立った総量の適正化や再配置、管理運営手法の見直しを進め、老朽化への対応や更新費用の増加といった課題にも対応してまいります。

2. 明るく元気な鞍手町に

次に、目標の2つ目は「明るく元気な鞍手町に」であります。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、未来を担う子どもたちが夢を持ち、高齢者が生きがいを感じ、すべての世代が活躍できるまちづくりを進めることが、町の活力につながるものと考えております。

《子どもたちが楽しく学べる小学校の建設》

はじめに、「子どもたちが楽しく学べる小学校の建設」についてです。

統合小学校の建設に向けては、令和6年度に基本設計業務に着手し、令和7年度より実施設計に

移行しております。統合小学校においては、新しい学びの環境整備を進めており、安全性はもとより、子どもたちが主体的に学び、互いに切磋琢磨できる教育環境を整えることにより、未来を担う人材を育成していけるよう、令和10年4月の開校に向けて、引き続き円滑に事業を進めてまいります。

《ICTを活用した教育DXの推進》

次に、「ICTを活用した教育DXの推進」についてです。

令和2年度より小中学生一人1台のタブレット端末を配布し、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入して教育DXを進めてまいりました。令和5年度より小学校児童の基礎学力向上を目指して、タブレット端末を活用した百マス計算、タイピング英単語やプログラミング学習を実施しております。

令和2年度に配布したタブレット端末は、今年度、更新をしておりますが、今後もタブレット端末やデジタル教材の活用をはじめ、ICTを活用した教育DXを推進し、最適な学びの充実を図り、時代に即した教育環境の整備により、子どもたちの可能性を広げてまいります。

《高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備》

次に、「高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備」についてです。

高齢者の地域交流拠点としての「通いの場」が令和4年度より小学校区単位を基本に7か所で、月1回から2回のペースで開催されております。

今後も「通いの場」の設置を望む地域があれば、設置に向けて支援してまいります。

また、若者や子どもが集える場として、子ども食堂が町内に2箇所で開催されております。子どものみならず、その家族や地域の方たちが参加し、交流の場として食事をしながら会話を楽しんでおり、令和7年度は、補助金制度を創設し、実施団体の事業開設のための経費や運営費に対する支援を行っております。

今後も、子ども食堂に対する支援を継続し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

《地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成》

次に、「地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成」についてです。

現在、町の自治組織の加入率が低下し続けており、令和7年12月現在で41.2%となっております。自治組織といえども加入者が少なくなることで、自治会の運営が維持できなくなり、同時に地域のつながりが希薄になれば、地域コミュニティの崩壊に繋がりがかねません。

令和7年度は、町民を対象としたアンケート調査と分析を行いました。新年度においては、鞍手

町にとってどのような形での地域運営組織が望ましいかを検討するための講座やワークショップを開催する予定としており、その予算についても計上させていただいております。

《誰一人取り残さないデジタル化の推進》

次に、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」についてです。

デジタル化の推進については、DX推進計画に基づき、誰もが安心・安全・便利につながるスマートタウンを目指し、取り組みを推進しております。

令和6年度には、デジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指し、窓口での申請手続きにマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を新庁舎の開庁と併せて開始し、窓口の効率化に寄与しております。また、デジタルデバインド対策としては、令和5年度から主に高齢者へのデジタル支援としてスマホ教室を開催しており、人気の講座となっております。

加えて、同じく令和5年度には、SNSを活用した情報発信、行政サービスのオンライン化を可能としたLINE庁舎も導入しており、情報発信にとどまらず、チャットボットによる問い合わせや各種申請事務などを行えるように、随時機能を追加しているところです。

今後も住民サービスの向上を目指し、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に努めてまいります。

《地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化》

次に、「地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化」についてです。

本町におきましては、令和7年1月に本町初となる地域おこし協力隊を任命することができました。

隊員の業務としては、主にSNS等による町の情報発信に取り組んでおり、町のあちこちに出かけ、自身の目で町を観察し、行政の立場からは発信しづらい魅力の発信や毎月の広報紙に掲載している「クラトピ」のコーナーにおいて、町で活躍している人を紹介する等さまざまな形で情報発信に努めていただいております。また、移住・定住に関するフェアにも参加し、情報発信にも努めていただいております。

今後も地域おこし協力隊を活用し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

《部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備》

次に、「部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備」についてです。

現在、鞍手中学校では、各部活動のうち、教員が指導をしている部もありますが、多くの部活動で地域の方が部活動指導員としてコーチとなり指導をされています。その成果として好成績を収め

ている運動部が数多くあります。

しかし、文部科学省は教員の働き方改革の中で、長時間労働を解消する手段として、運動部については地域スポーツクラブのような場所で活動することを推進しております。実際に中学校体育連盟の大会ではスポーツクラブに加入している中学生の参加を認めています。

総合型地域スポーツクラブのように多様な世代がスポーツを楽しめるようなクラブを作りたいという思いはありますが、実現に向けた課題も多いことから、慎重に検討を進めてまいります。

中学校の部活動は、現在、外部指導員の方たちにコーチをお願いしておりますが、文部科学省の方針に沿って部活動の地域展開に向けて、鞍手町部活動地域展開推進協議会を設置し、検討していくこととしております。

《企業誘致と産業の振興》

次に、「企業誘致と産業の振興」についてです。

企業誘致と産業の振興については、現在、福岡県と直方市、鞍手町の3者で県の広域事業として、直方・鞍手工業用地の造成工事が進められており、令和8年秋ごろに分譲開始、令和9年3月末の工事竣工が予定されております。

この直方・鞍手工業用地の造成工事に併せて、新たな県道整備も進められており、鞍手インターチェンジへのアクセスが向上することにより、本町を訪れる人や物流の流れが大きく変化し、地域

経済に新たな活気が生まれるものと考えております。

今後は、鞍手インターチェンジなど交通アクセスの優位性を活かし、ポテンシャルの高さを発信しながら産業の振興に努めてまいります。

《農産物の地産地消と特産品の開発》

次に、「農産物の地産地消と特産品の開発」についてです。

鞍手町の基幹産業である農業は、米、麦、大豆を主とした土地利用型農業が中心であり、野菜や果樹などの園芸作物の生産量は多いとは言えません。現状では、一部の野菜において地産地消の取り組みが進められていますが、十分な成果とは言い難い状況です。

現在は、学校給食で提供しているご飯は、事業者から購入しておりますが、令和10年開校予定の統合小学校に整備される給食設備は、米飯給食に対応できる仕様であるため、開校後は鞍手産のお米を使用したご飯を給食で提供できることが期待されております。

特産品の開発については、鞍手産の山田錦を使用した大吟醸酒「東洋美人」が、ふるさと納税の返礼品として好評をいただいているところであります。

今後も新たな特産品の開発に努めてまいります。

《空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む》

次に、「空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む」についてです。

移住定住策については、平成24年1月より鞍手町に定住することを目的に住宅を取得する方に対して、年間15万円までを上限として10年間の定住促進奨励金を交付してきました。その結果、移住者が増加傾向にあり、人口の減少が以前よりも緩やかになってきております。

空き家対策については、空き家は鞍手町だけでなく、全国的に増加傾向を示しており、町としてもその対策を急がなくてはなりません。中でも、状態が良く、まだ十分に居住可能な空き家は中古住宅として市場に流通させることにより、移住・定住の受け皿になることも期待できます。

今後も空家バンクへの登録を空き家所有者に促すとともに、有効な手立てを拡充し、空き家の減少と移住者の増加に繋がるよう努めてまいります。

3. 人と地球にやさしい鞍手町に

目標の3つ目は「人と地球にやさしい鞍手町に」であります。

《再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す》

まず、「再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す」についてです。

本町におきましては、令和3年3月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまでに「脱炭素化推進戦略」の策定や「公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査」などに取り組み、新庁舎だけでなく、古月保育所の屋上にも太陽光発電設備を導入して発電することに取り組んできました。

また、これから整備する統合小学校にも太陽光発電設備を導入する計画です。

脱炭素社会の実現に向けては、行政の取り組みだけではなく、町民や事業者の皆さまの協力も不可欠です。旗振り役として行政が率先して取り組みを進め、町全体に波及させていく必要があることから、今後も機会を捉え、再生可能エネルギーの利用や省エネ化の取り組みを推進してまいります。

《がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成》

次に、「がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成」についてです。

令和5年度よりアピアランスケア推進事業として、医療用ウィッグだけでなく、補整具等への助成にも取り組んできました。

実績については、令和5年度3件、令和6年度8件、令和7年度においては、現時点で6名の方に対して助成し、好評を得ております。

アピアランスケアについては、対象となる方の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促し、療養生活の質の向上に繋がる効果も大きいと考えるため、今後も制度について周知・啓発し、事業を進めてまいります。

《電力の地産地消で地域を活性化》

次に、「電力の地産地消で地域を活性化」についてです。

電力の地産地消については、地域電力会社を設立し、余剰電力を安価に購入するだけでなく、太陽光による発電も行い、地域に相場よりも安く売電することで、電力の需要と供給のバランスがとれれば、理論上は事業として成り立つと考えますが、今のところ、現実的には会社設立は難しいのが実情です。

今後は、町に明確なメリットが見込まれる提案があれば、慎重に検討してまいります。

《地域公共交通の利便性の向上》

次に、「地域公共交通の利便性の向上」についてです。

本町の公共交通は、すまいるバス、西鉄バス、JRが運行されていますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまでに路線廃止や減便などの措置が取られてきました。

そこで、地域公共交通の利便性を高めるため、新たな運行サービスとして、令和6年10月にAI活用型オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行に取り組み、令和7年3月より本格運行を開始し、1台での実証運行から2台の本格運行に移行しました。

路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、AIが予約状況に応じて配車や経路を考えて運行する効率的な乗合公共交通サービスで、実証運行の時点においても、住民のみなさんから「利便性が向上した」とのお声をいただいております。

令和8年4月1日からは、高速バスへのアクセス向上のため、直方パーキングにも乗り入れるほか、乗降地点の増設も予定しております。

今後も交通事業者並びに関係機関のご理解とご協力をいただきながら、更なる地域公共交通の充実を図っていきたいと考えております。

《手話言語条例の制定》

次に、「手話言語条例の制定」についてです。

町議会のご協力により令和4年12月に手話言語条例を制定し、令和5年4月より施行しています。

令和6年度には、町の広報紙に手話講座のコーナーを設けたほか、令和7年度には、動画版の手

話講座も作成し、庁舎内のデジタルサイネージやホームページ等で紹介しているところであります。

今後も手話を言語の1つであるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、手話の普及、啓発に努めてまいります。

《ごみの減量化と食品ロスの削減》

次に、「ごみの減量化と食品ロスの削減」についてです。

現在、本町では資源物の回収を実施する団体に対し奨励金を交付する「ごみ減量リサイクル推進補助金」や家庭から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的とした「生ごみ処理容器購入費補助金」の交付等、ごみの減量化対策に取り組んでいます。

町職員の取り組みとしては、令和3年度より庁舎内で廃棄するごみの一部を資源ごみとして回収することにより、環境への負担を軽減する取り組みを進めています。

新たな取り組みとしては、令和7年度からリサイクル活動団体の協力を得て、資源物の拠点回収を実施しております。

また、プラスチック製品についても、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律」に基づき、製品プラスチックの資源化品目としての分別収集に向け調査検討を進めているところです。

食品ロスの削減については、食品ロスの半分が家庭から発生しており、住民の意識や工夫によってロスを減らすことができます。また、多くの人が集まったの会食の場での食べ残しを減らすことも有効であるため、30・10運動などの啓発にも取り組んでおります。

今後ともごみの減量化を進めるため、ごみの分別を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに持続可能な循環型社会の構築を目指してまいります。

《高校生までの医療費を完全無料化》

最後に、「高校生までの医療費を完全無料化」についてです。

本町においては、平成28年10月より中学3年生までのすべての子どもにかかる医療費の完全無料化を実施し、令和5年10月からはその対象を高校生世代の18歳までに拡充して入院・外来診療の医療費を一部負担なく全額助成しております。

今後も引き続き、安心して子育てできる選ばれる町として子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

これまで申し上げました令和8年度の施政方針を着実に推進することにより、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる町の実現に全力で取り組んで

まいります。

残る任期が6か月となりましたが、今後のまちの発展につながる様々な要素を的確に捉えながら、町民の皆さまとともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。

併せて、これまで築いてきた流れを止めることなく、職員と一丸となって課題解決に取り組み、小さくとも心豊かで、幸福度と満足度が高く、自信と誇りを持てる町の実現を目指してまいります。

町議会並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。